

介護福祉士実務者研修とは…

実務者研修って大変そう！！って思われるかもしれませんが、実務者研修を受講することで、さまざまなメリットがあります。

◎介護福祉士（国家資格）への道が開きます

平成29年1月の介護福祉士の国家試験から、実務者研修の修了者しか受けられなくなりました。

それまでは、「実務経験3年で受験することが可能」でしたが、新しい制度では、「実務経験3年＋実務者研修修了者」のみ介護福祉士の国家試験を受けることができます。

平成24年2月以降に介護のお仕事を始めた方の場合、実務者研修を受けないと介護福祉士の国家試験を受けることはできません。

介護福祉士試験では筆記試験に合格しても、実技試験で落ちる受験生も少なくありません。実務者研修を修了することで、介護福祉士試験の実技試験が免除になります。（当養成施設では、受験申込みの際に添付できるよう『実務者研修修了証明書』もしくは『実務者研修修了見込み証明書』を発行いたします。）

◎サービス提供責任者になれる

平成25年4月の改正で「サービス提供責任者減算」が新設されました。

訪問介護事業所では、利用者40名ごとに1人、サービス提供責任者を配置しなければなりません。

サービス提供責任者の業務を行うには、介護職員基礎研修や介護福祉士の資格が必要ですが、平成25年4月よりホームヘルパー2級修了者をサービス提供責任者として配置していると、介護報酬から10%引かれてしまいます。

しかし、実務者研修を修了した人をサービス提供責任者として配置するなら、減算の対象とならないのです。

◎痰の吸引・経管栄養について学べる

これまで医師や看護師など、医療資格取得者にしかできなかった痰の吸引や経管栄養ですが、実務者研修で医療的ケアを学び、修了後、「喀痰吸引等研修」を受講し修了することで痰の吸引・経管栄養などを行うことができます。

☆介護福祉士試験対策には早めの実務者研修受講を…！

全国で毎回15万人が受験します。試験間近になってからの実務者研修講座は受講生の集中が予想され、受験資格が得られなくなる可能性もありますので、早めの実務者研修受講をお勧めいたします。